

2023年7月25日

ご執筆者様ほか関係各位

株式会社 日本評論社
代表取締役 串崎 浩

**適格請求書等保存方式(インボイス制度)のご案内
と
免税事業者様への弊社支払いの変更点について**

平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。弊社でも適格請求書発行事業者登録を済ませて適格請求書の発行切り替えを準備中です。

印税・原稿料、編集費等を受け取られる方は、税務署の区分では個人事業者と呼ばれ、今後は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」(消費税を国に納めることをあらかじめ申請した事業者)か、そうではない「免税事業者」(年間の課税売上高が1,000万円以下であり、消費税を国に納める必要はないが、請求書に消費税欄を設けても税法上適格な請求書とは扱われなくなり、消費税を事実上、請求できなくなる事業者)かのいずれかに区分けされることとなります。それにより弊社の支払い方式も変更になることをお知らせ申し上げます。

1. 免税事業者の方へ

大半の方が適格請求書発行事業者登録をされない方、すなわち消費税の納税義務を法的に負わない「免税事業者」に該当されると弊社では考えております。適格請求書発行事業者登録をされない方はインボイスを発行することができず、消費税額を従来通り請求することができなくなります。また当社においても原則として仕入税額控除の対象外となります。従いまして、10月1日以降の取引分について消費税分を減額した金額でお支払いしたいと考えております。

税法改正による減額お支払いになる件について、ご意見・ご要望等ありましたら弊社までご連絡よろしくお願いたします。

なお、適格請求書発行事業者の事前登録を済ませておられる方に事前の情報取得がうまく進まずに免税事業者としてお支払いをしてしまった場合は、ご連絡をいただいた事業者様に改めて登録番号を伺ったうえで、消費税分を追加送金させていただきますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

2. 適格請求書発行事業者登録をされた、または現在登録予定の方へ

適格請求書発行事業者登録をされた方には、これまで通り消費税を付加した金額でのお支払いをいたします。その際にインボイス請求書が必要になりますので、登録を受けた適格

請求書発行事業者登録番号を弊社までご連絡いただければと存じます。

なお、消費税課税項目の所得が年間 1,000 万円を超える方はこれまでも消費税納税が義務付けられているため税務署長への登録申請をされていることと存じますが、年間 1,000 万円を超えなくても任意に課税事業者登録することができることを申し添えます。

弊社の方針に関してご不明点、お問合せがございましたら弊社総務部のほうでご対応させていただきます。総務部宛にご連絡をいただければ幸いです。

【問合せ連絡先】

日本評論社・総務部

電話 03-3987-8611 Fax 03-3987-8593

e-mail invoice@nippy.co.jp (件名に「インボイスについて」とお書きください)